

平成29年補正予算による補助金

事業承継に利用できる補助金が予算（30億円）に拡大させ平成30年4月下旬に公募が予定されています。

また顧客獲得や業務改善のためにITの導入に対する補助金も予算（500億円）に拡大させ公募中です。IT導入補助金は、海外ビジネスモニター（OBM）も対象となっていますので、是非、導入をご検討ください。

1 事業承継補助金

経営者交代タイプ（I型 拡大）

【対象者】

地域経済に貢献する中小企業者等

【要件】

- ・事業承継をきっかけに経営革新等（市場創出、新市場開拓）又は事業転換に取り組むこと。
- ・新たな取組について認定支援機関の確認を受け、認定支援機関が取組を支援すること。

【後継者の要件】

以下のいずれかに該当する者

- ・経営に関する経験（3年以上）を有する者
- ・同業種に関する知識（勤務6年以上）などを有している者
- ・創業・承継に資する一定の研修等を受講した者

【公募期間】

平成30年4月27日（金）から平成30年6月8日（金）

【補助事業期間】

平成27年4月1日から平成30年12月31日まで

（平成30年12月31日までに代表者が交代する必要があります）

【補助対象経費及び補助金額】

- ・設備費・原材料費・外注費・委託費・広報費・知的財産権等関連経費
- ・謝金・旅費・人件費・店舗等借入費・会場借料・マーケティング調査費
（補助率 1/2 補助上限額 150万円）

事業所の廃止等を伴う場合は、廃業等に要する以下の経費を上乗せして補助の対象となります。

- ・廃業登記費・在庫処分費・解体費・原状回復費

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

(補助率 1/2 補助上限額 375 万円)

*小規模企業者の場合は、補助率 2/3 となり補助上限額が増加します。

事業再編・事業統合支援型 (Ⅱ型 新設)

新設の補助金として7月上旬ごろに公募が予定されています。合併や会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転、株式譲渡などの取組の場合、最大1,200万円(補助率2/3)が補助されます。

2 サービス等生産性向上 IT 導入補助金

【対象者】

中小企業、小規模事業者等における生産性の向上に資するソフトウェア、サービス等を導入する事業を実施する者

【要件】

- ・自社の強み・弱みを認識、分析し生産性向上に資する方策として IT 導入支援事業者が登録する IT ツールを導入すること。
- ・労働生産性について一定の生産性向上を目標とした計画を作成すること。

【公募期間】

平成30年4月20日(金)から平成30年6月4日(月)(一次)

【補助対象期間】

交付決定日以後から平成30年9月14日(金)まで

【補助対象経費及び補助金額】

ソフトウェア、クラウド等の利用費、導入関連経費等

*初期導入費/利用料/保守費に係る1年分の経費が対象となります。

(補助率 1/2 補助上限額 50 万円下限額 15 万円)

【登録されているサービスの一例】

- ① 会計ソフト (FX4クラウド、勘定奉行、弥生会計 マネーフォワード フリー 海外ビジネスモニター (OBM) 等)
- ② 販売管理 ③在庫管理 ④労務管理 ⑤業務管理 ⑥ホームページ作成
- ⑦ グループウェアソフト 等

(留意事項)

補助対象経費の支出が先行し必要書類を提出してから補助金が交付となりますので資金繰りが悪化します。日本政策金融公庫の貸付制度を併せて検討しましょう。また、支出の期間も限定されるなど補助金の交付には厳格な要件がありますので、ご検討される場合は、認定支援機関である当事務所までご相談ください。